様式[第8号(第6条関係)](https://www.city.yokkaichi.mie.jp/reiki/reiki_honbun/i603RG00000695.html)

**指 定 取 消・停 止 通 知 書**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　木曽岬町指令　第　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　様

木曽岬町長　　　　　　　　　　　印

木曽岬町企業誘致促進条例第８条第１項の規定により、次のとおり指定を取消・停止しましたので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 指定番号 |  |
| 対象事業名 |  |
| 取消・停止区分 | □取　消　　　　□停　止 |
| 取消・停止の内容 |  |
| 取消・停止の理由 |  |

（教示）

１　この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、木曽岬町長に対して審査請求をすることができます。

　　なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

２　この決定については、この決定（審査請求を行った場合は当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、木曽岬町を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。（この訴訟において木曽岬町を代表する者は木曽岬町長となります。）

　　なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。